参考資料1

青森県地域防災計画(原子力災害対策編)修正案に対する意見等反映結果(防災会議委員・幹事・原子力部会委員)

No	新旧 地域防災計画		災計画	修正案に対する意見	考え方・理由	対応方針(案)	コメント元
	頁	章	節		ラん刀·垤田		コグントル
1	3,4	3	5	P. 3, L. 13"使用施設"。 p 4(第5節2)で六ヶ所保障措置分析所であることが示されているが、ここまでに定義がされておらず、何の使用施設かが不明確ではないか。	-	御意見を踏まえ、「使用施設」を「核燃料物質の使用施設」と修正します。	原子力部会 久松委員
2	3	3	5	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 P.3, L.23.1.原子燃料サイクル施設(1)ウラン濃縮 施設 この項だけが他の施設とは書きぶりが異なっている。 プルームの移動距離が長くなると、拡散により濃度が 下がることに関する記述が抜けている。扱っている物 質を考慮してのことか?	_	以下の理由により原案どおりとします。 (理由) ウラン濃縮施設における災害の想定は、事業変更許可申請書において「重大事故に至るおそれがある事故」として想定されている事故であるが、本施設は重大事故時の放射性物質の放出量評価が求められておらず、放出した際の拡散に係る評価も行われていない。 変更許可申請書の記載と整合をとるため、拡散により濃度が下がることは記載しない。	原子力部会 久松委員
8	21,22	-	_	P. 21, 22. 備考欄の説明がページ間で入れ替わっている。	-	新旧対応表備考欄の記載誤りであり、御意見のとおり修正します。	原子力部会 久松委員
9	22,23	2		P. 23, L. 15. 2. (3)防災対策上必要とされる資料 "自然的環境"。聞き慣れない言葉であり、"自然環境 等"?	-	御意見及び他道府県の地域防災計画の記載等を踏まえ、③「自然的環境に関する資料」を「放射性物質及び放射線の影響に関する資料」に修正します。 併せて、②「社会的環境に関する資料」を「社会環境に関する資料」に修正します。	原子力部会 久松委員
12	43~ 45	3	2	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1(1)②、1(2)③ほか「県は、国から連絡を受けた事項について、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に連絡するものとする。」について 県としては、それぞれの事態において、単に国から要請される内容を市町村等に連絡するのではなく、混乱の中で活動を求められている市町村の実情を踏まえた調整についても記述すべきではないでしょうか?	われる。	以下の理由により原案どおりとします。 (理由) 本節では、情報の収集、連絡について記載しており、御指摘の市町村 等関係機関との対策に係る調整等に関しては、第4節「屋内退避、避難 収容等の防護活動」(新旧対応表p62)等に記載しているため。	原子力部会片桐委員

No 3	新旧 対応表	地域防	災計画	修正案に対する意見	考え方・理由	対応方針(案)	コメント元
.,,	頁	章	節				
13	59	3	3		を記のとおり 国が統括するEMC活動ではありますが、被災している対応の住民の不安を意識した対応も現実には求められる事から、現場の状況を最も承知している県からもっと積極的に発言していくべきと思われる。	(面澤委員の御意見関連) ・緊急時モニタリング実施計画を策定については、原災指針において、「国は、関係する地域の <u>緊急時モニタリング計画を参照し</u> 、緊急時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるよう」(p59)、「国は、 <u>別位民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ</u> 、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定」(p70)とされていることから、これらの表現にあわせて修正します。 ・「緊急時」については、第3章は緊急事態応急対策について記載しており、緊急時における対応であることは記載せずとも明らかであることから、削除します。 (片桐委員の御意見関連)・緊急時モニタリング実施計画の改訂に際しては、委員御指摘のとおり、現地の状況を踏まえていただくことは重要であると考えます。原子力災害対策マニュアル(原子力防災会議幹事会,p60)において、「緊急時モニタリング実施計画に対する提案及び意見をERC放射線担当に送付する。」とされており、また、原災指針(p70)において「地方公共団体、原子力事業者はこの見直しに協力する。」とされていることから、これらにあわせて追記・修正します。 (修正案)原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング対害施計画を策定するものとされている。また、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。また、緊急時モニタリングとクーは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリングを対策を発言されており、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングを支援を目標を設定して、緊急時モニタリングを対策を関するときれている。県及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、緊急時モニタリングを実施計画を適宜改訂するものとされている。県及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを対する。	原子力部会片桐委員